

1. 件 名 : 「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（川内原子力発電所第1号機及び第2号機並びに玄海原子力発電所第3号機及び第4号機の設計及び工事の計画の認可申請（火災防護審査基準の改正に伴う基本設計方針の変更））【1】」

2. 日 時 : 令和3年3月3日 13時30分～14時50分

3. 場 所 : 原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁 :

（新基準適合性審査チーム）

関企画調査官◎、鈴木主任安全審査官、西内安全審査官、
岩野審査チーム員

原子力規制企画課 火災対策室

守谷火災対策室長◎、阿部係長、山下係長

九州電力株式会社 :

原子力発電本部 原子力建設部長◎ 他10名◎

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料 :

・川内原子力発電所第1号機及び第2号機並びに玄海原子力発電所第3号機及び第4号機 設計及び工事の計画の認可申請（火災防護審査基準の改正に伴う基本設計方針の変更）に係る確認事項

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい。原子力規制庁の西内です。それではこれから、仙波原子力発電所 1号機と2号機、あと玄海原子力発電所3号機と4号機の設計及び工事 計画認可申請。
0:00:13	火災防護審査基準の改正に伴うものですね、の申請に係るヒアリングを 始めたいと思いますよろしく申し上げます。それでは九州電力の方か ら、2月25日に提出いただいた資料に基づいて、まずは概要説明をお願 いします。
0:00:30	九州電力の後藤と申します。よろしくお願いたします。先代原子力発 電所12号機及び玄海原子力発電所34号機の火災感知器追設工事に関わ る設計及び工事計画認可申請の概要についてご説明させていただきます す。
0:00:47	お手元に資料当社からご提出させていただいております資料1をお願 いいたします。
0:00:53	表紙をめくりまして1枚目に目次を示しております。
0:00:58	1ポツはじめにで申請させていただいております設工認について紹介さ せていただきます。2ポツで、その設工認の概要、3ポツ税、設工認に 関わる火災防護審査基準の要求。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:10	4 ポツで、カネボウ審査基準の要求を踏まえた火災感知設備の設計ポポツで、本設工認に関わる工事の工程をご説明させていただきます。
0:01:20	ご説明を、この本資料、資料 1 を中心に、お手元の資料 2 で補足を加えながら説明させていただきます。
0:01:28	なお資料には仙台の補足説明資料となっておりますが、資料 3 は玄海の補足説明資料として、仙台と玄海概ね同じ。
0:01:38	ものになっておりますので、本日の説明では資料 2 を補足として活用させていただきます。よろしくお願いいたします。
0:01:45	それではまた 1 枚めくってめくりまして、右下 2 ページ、1 ポツはじめになっております。
0:01:52	仙台 12 号機及び玄海 34 号機の 4 プラントに関しまして、平成 31 年 2 月 3 日の火災防護審査基準の改正を踏まえ、
0:02:02	2022 年 2 月 10 日に、火災感知器追設工事に関わる設計及び工事計画の認可について申請させていただきました。
0:02:10	本設工認申請では、設計基準対象施設、及び特定重大事故等対処施設を除く、重大事故等対処施設に関わる範囲を対象としまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:21	その他発電用原子炉の附属施設のうち、火災防護設備の基本設計方針を変更いたします。
0:02:29	特定重大事故等対処施設に関わる範囲を除くことについてちょっと補足させていただきますと、情報管理に注意が必要な特重施設に関わる設工認と、
0:02:39	本設工認を別申請として、行うことで、審査の効率化及び情報管理の徹底を図る目的で申請を分けております。
0:02:48	また、特重施設に関わるエリアの火災感知器の設計は、本設工認にて分類する火災感知器の設計に包絡されておりました、新たな論点が生じる懸念はありませんので、
0:02:59	本設工認の審査結果を踏まえ申請することで、設工認対応を効率的に進めたいと考えております。
0:03:07	ではまた1枚めくっていただきまして、3ページ、右下3ページで、申請資料のご説明をさせていただきます。
0:03:15	先ほど申し上げました通り、本設工認では、火災防護審査基準の改正により、火災感知器の設置要件が明確化されたこと等を踏まえまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:24	火災防護設備の基本設計方針のうち、火災感知設備に関わる箇所を変更いたします。
0:03:30	それに関わる基本設計方針の変更前後を本文に示します。あわせて、関連する適用基準及び適用規格、あと工事の方法、設計及び工事に関わる品質マネジメントシステムを本部に示しますが、
0:03:43	基本設計方針以外に本部の変更事項はございません。
0:03:47	また、関連する添付資料として、表内に示します説明書を添付いたします。
0:03:53	添付する資料の整理につきましては、お手元資料 2 の補足説明資料に採否の理由を含めて記載しております。
0:04:02	資料 2 につきましては右下に通しページを記載しておりますので、
0:04:06	こちらの番号で対象のページをお伝えしたいと思います。資料 2 の通しページ 12 ページから 14 ページに、
0:04:14	資料の添付要否を記載しております。
0:04:17	理由を含めて、添付旅費をマルもしくはバツで記載しております。先ほどの資料 13 ページに示しました、発電用発電用原子炉の設置の許可との整合に関する説明書。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:30	安全設備に、安全設備及び重大事故等対処施設せ、重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書。
0:04:40	発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書耐震性に関する説明書。
0:04:46	セキ及び工事に関わる品質マネジメントシステムに関わる説明書を今回の設工認で分けさせていただきます。
0:04:52	最近の理由につきましては記載の通りとなっております、この場での説明は割愛させていただきたいと思います。
0:05:02	すいません、資料1に戻りまして、4ページをお願いいたします。
0:05:10	本設工認において、適合性の確認が必要となる条文を、省内に示しております。五条11条17条15条52条を対象としております。
0:05:22	適用条文の整理につきましては、これも資料2の補足説明資料1に記載しております。資料に通しページ4ページをお願いいたします。
0:05:36	火災防護設備として、適用を受ける条文については、要否判断のうち、適用の欄に丸を記載しております。
0:05:43	こちら適用0の条文のうち、本設工認で適合性の確認が必要となる条文について、申請の欄に丸を記載しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:53	先ほど資料1でお示しした条文と同じように、通しページ4ページに示しております、5条及び11条、通しページ。
0:06:03	5ページの十四条、15条。
0:06:06	最後8ページの52条が対象となっております。
0:06:10	こちらの要否を判断した理由についても理由の欄に記載しておりますが、この場でのご説明は割愛させていただきたいと思っております。
0:06:20	また資料1に戻りまして、続きまして5ページをお願いいたします。
0:06:28	ホームページでは、平成31年2月3日の細胞審査基準改正における変更点を示しております。
0:06:36	改正後の青字が要件に要求の変更箇所となっております、
0:06:44	感知器は感知器につきましては、消防法施行規則第23条第4項により設置すること。
0:06:50	感知器と同等の機能を有する機器については、同等の網羅性と管理性能により設置することが求められております。また、中央制御室において適切に監視することが明確化されております。
0:07:03	今回の設工認におきましてはこれらの要求事項の変更を踏まえ、機構基本設計方針の変更を行います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:13	ページめくりまして 6 ページをお願いいたします。
0:07:17	6 ページ以降で、浅井感知設備の設計についてご説明させていただきます。
0:07:23	本設工認におきましては、エリアの環境条件に応じて、浅井換気の設計を分類分けしております。一般エリア表に示しますように、
0:07:34	一般エリアを天井エリア、屋外や、線量エリアも四つに分かれております。
0:07:40	一般エリアにつきましては、異なる種類の火災感知器のそれぞれを消防法施行規則第 23 条第 4 項、または同規則の網羅性を確保した方法によって設置する設計を行います。
0:07:52	一般エリアの設計は、火災防護審査基準の要件を満足することで、技術基準への適合を図る設計となります。
0:08:00	一方で、
0:08:01	下に示します天井エリアを久我エリアを線量エリアの三つにつきましては、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:07	開くエリアの設計は、後で後程お示ししますが、どのエリアにおいても、異なる種類の火災感知器の片方もしくは両方が、消防法施行規則等によって設置することが困難でして、
0:08:20	火災防護審査基準に基づく設計がまずできませんので、技術基準規則の解釈の柱書きであります。技術基準規則に定める技術的要件を満足する技術的内容は、
0:08:33	本解釈に限定されるものではなく、技術基準規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、
0:08:40	技術基準規則に適合するものと判断するという記載を適用し、十分な保安水準を確保した設計を行うこととしております。
0:08:52	次の7ページで、十分な保安水準を確保した設計についてご説明させていただきます。
0:09:00	十分な保安水準を確保した設計を行う範囲についてまずご説明させていただきます。先ほどお示しました方天井エリア、屋外エリア法線量エリアは、
0:09:11	異なる種類の火災感知器のうち片方、または両方の火災感知器が火災防護審査基準の2ポツ2ポツ1(1)②を満足しないため、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:21	エリアごとの火災感知器の設計に対して十分な保安水準を確保した設計を行います。
0:09:28	また、
0:09:29	火災感知器の設計に関わる十分な保安水準を確保者設計とは、火災区域または火災区画において、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する、
0:09:42	火災の影響を限定できるよう、対象エリアで発生する火災を異なる種類の火災感知器を組み合わせ、早期に感知できると定義しております。
0:09:50	次のページ以降に、各エリアの火災感知器の設計を示しております。
0:09:56	8 ページをお願いいたします。
0:10:00	まず、一般エリアの火災感知器の設計ですが、異なる種類の火災感知器のそれぞれを消防法施行規則第 23 条第 4 項または消防法施行規則。
0:10:11	等と同等以上の方法によって、網羅的にエリア内の火災感知ができるように設置いたします。なお、消防法に基づく火災感知器の設置においては、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:21	火災感知器の、消防法に基づく火災感知器の設置において、一般的に適用されております自動火災報知設備工事基準書等のうち、今回の設計への適用が妥当と判断したものについて、を踏まえた設計といたします。
0:10:37	消防法施行規則第 23 条第 4 項における火災感知器設計の要件の例として、煙感知器と熱感知器を組み合わせて設置する場合の例を資料に示しております。
0:10:49	煙感知器や熱感知器は感知器の種別、取付面高さ等に応じて定められる床面積につき、1 個以上の個数を火災を有効に感知するように設置し、網羅性を確保いたします。
0:11:02	また、壁やはり、あとは空間キーの空気の吹き出し口からの規定以上の離隔を確保するなどの設置や設置方法に関わる要件を踏まえ設置いたします。
0:11:14	一般エリアに関わる設計を資料 2 の通しページ 81 ページに示しておりますのでそちらをご覧ください。
0:11:28	資料 2、通しページで 81 ページに、7-1 表を示しておりますして、こちらは一般エリアの条件に応じた火災感知器の基本的な組み合わせを示しております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:42	7-1 表に示しますように取付面高さが 8 メートル未満であれば、基本的にはアナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器の組み合わせ。
0:11:52	取付面高さが 8 メーター以上 20 メーター未満であれば、アナログ式の煙と非アナログ式の炎感知器の組み合わせ。
0:12:02	さらに発火性または引火性の雰囲気形成する恐れのある場所であれば、非アナログ式の防爆型の煙感知器及び非アナログ式の、分け方の熱感知器を組み合わせで設置する設計といたします。
0:12:15	また、一般エリアとして、異なる種類の火災感知器のそれぞれを消防法施行規則等によって設置し、エリアを網羅的に監視することに加えまして、
0:12:24	設備の設置状況に応じ、を考慮して、火災感知器を設置しているエリアでございますので、資料 2 の通しページ 82 ページ 83 ページ、まず 82 ページからお願いいたします。
0:12:41	つきつめのイヤーがこの後 82 ページに示しております海水管トレンチエリアとなっております。海水管トレンチエリアの全体を、
0:12:51	監視することに加えまして、電線管内部に敷設する排水ポンプに関わるケーブルの火災を感知するために、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:58	洗缶周囲の温度上昇を感知する、光ファイバーケーブルに熱感知器を電線管近傍に設置します。また壺前管内部での煙を感知するためのアナログ式の煙感知器を、
0:13:11	電線管を接続するプルボックス内に設置しております。
0:13:16	続きまして 83 ページに中央制御室内での火災感知器の設計を示しておりますが、まずは一般エリア等で中央制御室全体を監視することに加えて、
0:13:28	ケーブルが延焼する前の火災の初期段階で給料管理できる高感度煙感知器を中央制御盤内に設置する設計としております。
0:13:39	一般エリアの設計についてはご説明以上になりまして資料 1 に戻って、9 ページをお願いいたします。
0:13:51	天井エリアの火災感知器の設計を示しております。
0:13:56	天井エリアは、取付面高さが床面から 20 メーターを超えるエリアです。消防法施行規則第 23 条第 4 項第 1 号のイにより、煙感知器及び熱、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:08	熱感知器を設置することが適切ではなく、異なる種類の火災感知器のそれぞれを消防法施行規則第 23 条第 4 項、またそれと同等以上の方法によって設置することが困難。
0:14:19	となっております。そのため、十分な保安水準を確保した設計を行うこととしております。
0:14:25	火災感知器の設計としましては、一つ目の火災感知器として、非アナログ式の炎感知器、
0:14:32	果たせもしくは引火性の雰囲気形成する恐れのあるエリアにおいては、防爆型を選定いたしますが、これらを消防法施行規則第 23 条第 4 項により設置いたします。
0:14:43	なので気アナログ式の炎感知器の設置については、火災防護審査基準 2 ポツ 2 ポツ 1、(1) の②を満足する設計となります。
0:14:53	一方で二つ目の火災感知器としては、アナログ式の煙感知器、こちらも発火性引火性の雰囲気形成する恐れのあるエリアにおいては、非アナログ式の防爆型のきゅうり感知器を選定いたしますが、
0:15:06	これらを発火原因となりうる設備等に対して設置いたします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:11	この火災感知器の設置によって前述した十分な保安水準を確保した設計を満足いたします。
0:15:18	具体的な対象エリアを表内に示しておりますけれども、1例として、燃料取扱設備エリアの設計を、資料2、保守ページ91ページでご説明させていただきますので、
0:15:31	通しページで91ページをお願いいたします。
0:15:40	燃料取扱設備エリアの火災感知の設計について示しておりまして、第7-9図に、火災感知器、燃料取扱建屋の一部にはなりますけれども、火災感知器の配置を示しております。
0:15:55	薄い黄色でハッチングした範囲が、取付面高さ20メートル以上の方天井エリアとなります。
0:16:03	黄色ハッチングの範囲には、複数の炎感知器を設置しておりまして、消防法施行規則第23条第4項により設置し、エリアを網羅的に監視しております。
0:16:14	拡大図へと赤枠で示しております拡大図のところが見やすいのですけれども、発火点となりうる電気盤に対して、煙感知器を設置する設計としております。これは炎感知器と煙感知器の設計を行うエリアとなります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:33	資料 1 に戻りまして、10 ページをお願いいたします。
0:16:42	こちら、屋外エリアの火災感知器の設計を示しております。
0:16:46	屋外エリアは、外部の桐生が流通するエリアでして、消防法施行規則第 23 条第 4 項第 1 号の炉により、煙感知器及び熱感知器が、を設置することが適切ではなく、異なる種類の、
0:17:01	火災感知器のそれぞれを消防法施行規則第 23 条第 4 項、または都立同等以上の方法により設置することが困難であるため、十分な保安水準を確保した設計を行うこととしております。
0:17:13	火災感知器の設計としましては、一つ目の火災感知器として、非アナログ式の防爆型の熱感知器を波源となりうる設備等に対して設置いたします。
0:17:25	また、二つ目の関係、火災感知器についても、非アナログ式の防爆型の炎感知器を赤木委員となりうる設備等に対して設置する設計といたします。
0:17:36	この葛西香月能勢。
0:17:38	設置によりまして十分な保安水準を確保した設計を満足すると考えております。すいません。江藤。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:45	一番地下タンクにつきましては、地下部タンク内地下部に防爆型の煙感知器及び防爆型の熱感知器を設置いたしますので、衛藤先ほどのご説明と少し異なる設計になりますが、江藤資料内には記載しております。
0:18:01	屋外エリアについても具体的な対象エリアを表に示しておりますけれども、1例として、取水ピットエリアの設計を資料の2、通しページ85ページでご説明させていただきます。
0:18:19	85ページ、通しページ85ページの第7-3図に、取水ピットエリアに対する火災感知器の設計を示しております、SWP-1-1及びSWP-1-26区画に、
0:18:33	2個ずつマルが記載しておりますが、こちらが海水ポンプの位置を示しております。
0:18:39	海水ポンプは、内部に油を内包しており、カタギリとなりうる設備ですので、各海水ポンプを対象として、非アナログ式の防爆型の熱感知器及び非アナログ式の防爆型の、
0:18:53	この感知器により監視する設計としております。
0:19:01	では資料1に戻りまして11ページをお願いいたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:08	こちら高線量エリアの火災感知器の設計を示しております。構成員のエリアは、放射線の影響により火災感知器の保障、または火災感知器の設置及び保守点検時における、
0:19:20	作業員の数の被ばくによって、法令に定める線量限度を超過することが想定され、
0:19:26	異なる種類の火災感知器のそれぞれを消防法施行規則第 23 条第 4 項、またはそれと同等以上の方法により設置することが困難であるため、
0:19:34	十分な保安水準を確保した設計をここを行うエリアとしております。
0:19:40	火災感知器の設計は、エリア内の放射線約気流を考慮しまして、エリア内に設置する火災感知器、または兼用する隣接エリアの火災感知器から、
0:19:52	異なる種類の火災感知器を組み合わせる設計とし、
0:19:55	この火災感知器の設置、または兼用によって、十分な保安水準を確保した設計を満足すると考えております。
0:20:02	対象エリアについては同じ表に示しておりますが、1 例として、発電等エリアの設計を資料 2、通しページ 95 ページ以降でご説明させていただきます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:22	資料 2 の通しページ 95 ページに、夏円筒エリアの設計を示しております。使用済み燃料ピット脱塩塔エリア冷却材温度圧延とエリア、あと冷却材混焼式脱塩塔エリアに関しましては、
0:20:36	放射線の影響により火災感知器の設置や、保守点検時における法令に定める線量限度を超過する作業員の数の被ばくが想定されます。そのため、異なる種類の火災感知器のそれぞれを消防法施行規則 2034 報、または、
0:20:51	消防法施行規則等と同等以上の方法により設置することが困難となっております。従って、作業員の被ばく低減の観点から、十分な保安水準満足川を同一火災区画内の隣接エリアに設置する火災感知器のうち、
0:21:05	空気流を踏まえて有効に感知可能なアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を兼用する設計を考えております。
0:21:14	まず、雑音とエリアの構造について簡単にご説明いたしますと、脱塩とエリア内は、脱塩等及び関連配管が設置されており、
0:21:25	厚さは 400 ミリ以上のコンクリート平気で囲まれております。
0:21:30	年ページ 95 ページの 7-12 図に示しますように、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:34	エリア内には、床面から 4000M E 程度の高さに位置する開口部、1500 k 600 ミリ程度の開口部がありまして、この開口部を通じて、
0:21:45	隣接する脱塩とバルブエリアから入院するような構造となっております。
0:21:50	施工に際しては、高所かつ狭隘な開口部から足場材を搬入する必要がありますので、施工性は低いのですが、干渉物の関係における、現場施工の成立性に問題はありません。
0:22:03	次に、放射線の影響による設置、点検の作業可否を通しページ 98 ページの 7-4 表でご説明させていただきたいと思います。98 ページをお願いいたします。
0:22:18	こちらは 7-4 表ですが、表の左から、作業項目、対象エリア、放射線量作業量、作業人数作業日数、あと集団線量と個人線量、最後に作業可否を示しております。
0:22:33	作業項目は、設置と点検に分けておりまして、各小作業項目における対象エリアごとに集団線量個人線量を出して、最後に作業可否を判断することが目的となっております。
0:22:47	設置における放射線量につきましては、放射、被ばく低減の工夫を考慮しましてなるべく低い値を想定して設定しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:58	また、点検に関しましては、いつ、点検をしなければならないのかということは、決まりませんので、
0:23:07	高い値を想定して放射線量を設定しておりますので、設置と点検で放射線量が異なります。
0:23:13	また、脱塩とエリアごとに作業量、今回で言うと設置と点検の作業量それぞれ一緒となっておりますが、こちら夏井委員とエリアごとに、構造があまり変わりませんので、同じような作業量となっております。
0:23:28	これらの放射線量、作業量及び作業日数作業に、人数を踏まえまして出した集団線量及び個人線量が町内の数値というようになってございます。
0:23:40	集団線量に関しましては、2020年度の先代原子力発電所放射線業務従事者の総線量である、970人mSvの半分、15分と考えまして半分の。
0:23:52	4852mSvを超えれば、
0:23:57	敷地を超えるものとして、作業可否をバツとしております。また、個人線量に関しましては、1社1市当たりの線量が1mSvを超えれば、作業可否×としております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:11	いずれの脱円筒エリアにおきましても、設置もしくは点検の両方において、設置もしくは設置及び点検の両方におきまして、
0:24:20	鋭意作業可否、バツがついており、被ばくの観点において問題があるため、十分な保安水準を確保した設計により技術基準規則への適合を図ることとしております。
0:24:32	続きまして 99 ページで 99 ページで、
0:24:36	火災感知器に関わる脱塩とか、脱塩とエリアに対する十分な保安水準を確保した設計についてご説明させていただきます。
0:24:44	まず、いいですが、火災感知に関わる脱塩とエリアの換気空調設計について、お示ししております。
0:24:52	脱塩塔エリアは、7 の第 7-13 図に示します通り、各脱塩塔エリア内に換気空調設備の吸込口が設置されております。
0:25:02	そのため、
0:25:03	エリア内の空気を排気する、二つすいません。各雑音とエリア内に換気空調設備の吸込口が設置されておきまして、エリア内の空気を排気しております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:15	また、脱塩とエリア内への空気の供給は、隣接する脱塩とバルブエリアとの境界にある開口部を通じて行われております。
0:25:25	両括弧Bに移りまして、先ほどご説明しました、空気の流れを考慮した脱塩とエリア開口部での火災感知器の設計についてご説明いたします。
0:25:36	こちら7のすみません、通しページ100ページの第7-14図をご確認いただきながら説明をさせていただきたいんですけれども。
0:25:46	7-14図のうち左上の図のようにですね、脱塩とエリア内において火災が発生した場合、火災によって生じる煙や熱は野犬上部に滞留した後、
0:25:59	換気空調設備の吸い込み口から排気されるか、もしくは開口部を通じて、脱塩とバルブエリアへ流出することが考えられます。
0:26:07	エリア内における火災感知を除けば排気ダクト内もしくは開口部における火災現象のは、開口部における火災現象の把握が、早期の火災感知となります。
0:26:20	ただし、開口部を通じて、脱塩塔バルブエリアへ流出する煙や熱は、
0:26:26	先ほどご説明しましたバルブエリアから脱塩塔エリアの空気の流れがありますので、その影響によって、開口部で感知できるかが不確定であります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:36	そのため、7-14 図のうち、右上またその拡大図に示しますように、脱塩とエリア開口部の上面にフードを設けまして、フード内にアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を設置することで、
0:26:51	二つのエリア内の火災によって生じる煙熱を、開口部フード内で感知可能な設計といたします。
0:26:59	脱塩とエリアと、ある部屋の境界となる開口部については、樂園とバルブエリア側に含まれるエリアとなっておりますので、発煙とエリアの火災感知に期待する火災感知器は、発煙とバルブエリアの火災感知器を兼用する設計となります。
0:27:19	こちらの設計に関しまして、脱塩とバルブ、脱塩塔エリア開口部におけるフードを用いた火災感知器の有効性と、あと、
0:27:29	排気ダクト内における火災感知器の成立性について、加えてご説明させていただきますので、年ページ 107 ページからお願いいたします。
0:27:44	通しページ 107 ページ、別紙 7-1 となっておりまして、雑然とエリア開口部における風土を用いた火災感知の有効性の検証についてお示ししております。
0:27:56	1 ポツはじめには、先ほどご説明した内容となりますので、109 ページをお願いいたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:08	今回、フード内において早期に火災感知できることを確認するために、 煙及び熱の流動解析を実施しております。
0:28:17	解析においては、雑円筒エリアにおける仮置可燃物の火災による煙及び 熱の発生を想定し、換気空調設備によるエリア内の機器エリア内への基 準を考慮した上で、
0:28:29	エリア内の各部の煙濃度及び温度を測定し、煙感知器の動作値、
0:28:35	及び熱感知器の動作値までの共同の時間を確認しております。
0:28:40	対象エリアとしては、仙台 1 号機の A の使用済み燃料ピット脱塩塔エリ アを対象としております。
0:28:49	解析上、解析コードとしましては 110 ページに示しておりますように、 F D S を用いて実施してございます。
0:28:58	111 ページ以降に解析結果を示しております。
0:29:03	まず 111 ページにエリア内における煙及び熱の挙動について示しており まして、
0:29:09	時間の経過とともに、楽園とエリア開口部の上面に設けたフード内に煙 や熱が到達することが確認できております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:18	図 3 が、図 3 は、入ろうが秒数を経るごとに行っておりますがこちら煙の共同を示しております。
0:29:26	図 4 については、開口部の断面における煙濃度の共同を示しております、赤に近づくほど、煙の濃度が濃くなるような図示になっております。
0:29:39	115 については、温度の挙動を、先ほどの煙と同様に示したものとなっております、
0:29:47	時間が経つごとに、フード内への煙温度の流入が確認できると思えます。
0:29:55	続きまして 112 ページに、
0:29:59	煙の濃度及び温度の閾値までの到達時間について、表で、表 1 に示しております。
0:30:06	フード内のモニターは、表内の下から 3 番目、赤紙しているフード中央モニターという箇所になりますが、
0:30:15	脱塩とエリアの天井部の空間の煙濃度及び温度濃度を示しております。 笠井モニターさんやロープは高い国がモニターの 3 や 6 と比較しまして も、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:27	数秒程度の時間程度は時間の遅れはあるものの、煙濃度は約 8.2 秒、温度は約 12.8 秒で敷地に到達しており、
0:30:37	脱塩ドイや開口部の上面に設けられたフード内にて、長期の火災感知が確認、可能であることを確認できます。
0:30:46	また、113 ページ通しページ 113 ページに、フードの有効性についてお示ししております。
0:30:55	図 6 に、煙濃度の推移図 7 に、温度の推移を記載しておりまして、緑の線がフード内のモニター、赤い線は、
0:31:05	開口部、フードよりフードの下にあります開口部のモニターの、
0:31:10	値をプロット、
0:31:13	示したものになってございます。
0:31:14	で、
0:31:15	こちら見ていただきますと、
0:31:18	フード内のフード屋間のモニターは、脱塩塔バルブエリアからの切りの影響を受ける開口部のモニターに比べて、煙濃度及び温度の支出が安定しており、
0:31:29	霧の影響をほとんど受けず受けないことが確認できます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:33	以上の解析結果から、脱塩とエリア内の火災に伴い発生する煙熱は、脱塩とエリア内の気流の影響を考慮しても、脱塩とエリア開口部の上面に設置するフード内に到達し、
0:31:47	フード内において早期に敷地まで到達することから、
0:31:50	雑音とエリア開口部状面に設置するフード内の火災感知の有効性が確認できております。
0:31:58	続きまして通しページ 115 ページにおきまして、換気空調設備の排気ダクト内における火災感知の成立性についてご説明させていただきます。
0:32:10	115 ページは、
0:32:13	115 ページの図 1 もしくは図 2 をご確認ください。
0:32:19	脱塩棟エリアの換気空調設備は、各雑円筒エリア内に排気ダクト保管をし敷設しており、
0:32:30	かつ円筒エリアごとに吸込口を設け、エリア内の空気を排気しております。
0:32:35	当該ダクト内に火災感知器を設置する場合は、放射線量の低い箇所に設置する必要がありますので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:43	図1で言いますと、感知器の間をオレンジで囲んでおりますが、こういった箇所に感知器を設置する必要がございます。
0:32:53	このような場所はですね、各脱塩とエリアの排気が合流した後の箇所になりますので、
0:33:00	%エリアの火災によって発生した煙及び熱、
0:33:05	他ほかのエリアからの排気によって希釈されることとなります。従って、排気ダクト内の火災感知器は、火災の発生を想定する脱塩と入れないと。
0:33:16	同等の環境条件下での火災が成立しないこととなります。
0:33:22	以上が、発煙トイレに関わる換地設計に関わるご説明でした。
0:33:28	資料1に戻りまして、続いて12ページをお願いいたします。
0:33:37	こちら、本設工認申請において、火災感知器を設置しないエリアを示してございます。
0:33:43	対象エリアについて表にまとめておりますが、これらのエリアは、火災の発生リスクがないため、火災感知器を設置しない設計とすることを、設置許可申請書にて示したエリアになります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:56	火災防護審査基準の改正は、火災感知器の設置要件の明確化であるため、設置許可申請において、当該エリアには火災感知器を設置しないこととした設置許可断面での設計を踏まえまして、
0:34:08	本設工認においても、火災感知器を設置しないエリアとして取り扱います。
0:34:15	続きまして 13 ページをお願いいたします。
0:34:23	こちらは笠井笠井受信基盤に関わる設計を示したページとなっております。資料 2 にも、火災受信基盤に係る設計を示しておりますので、このページについては資料 2 を用いてご説明させていただきたいと思えます。
0:34:37	資料 2 の通しページ 118 ページをお願いいたします。
0:34:48	中央制御室の火災受信機盤はですね、原子炉格納容器、原子炉補助建屋、中間建屋、制御建屋、飲料取り扱い建屋及びディーゼル建屋といった、
0:35:00	本館建屋に設置している火災感知器からのアナログ情報等を監視しております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:06	一方で、緊急時対策棟、固体廃棄物貯蔵庫等の本館建屋以外の附属建屋につきましては、
0:35:15	それぞれの附属建屋内に設置している、火災受信機盤によって、当該建屋に設置する火災感知器のアナログ情報等を監視しております。
0:35:24	中央制御室に設置している火災受信機盤で、これら附属建屋のアナログ情報等をすべて取り込むということはできませんので、今回、
0:35:34	図 8-1-1 図に示しております、火災報知装置と呼ばれる火災受信基盤 ②附属建屋に設置する火災感知器のアナログ情報等を集約しまして、
0:35:47	中央制御室にて監視する設計としております。
0:35:55	すいません資料 1 に戻りまして 14 ページをお願いいたします。
0:36:04	資料 14 ページ、こちらスケジュールのご説明になります。2 月 10 日に本設工認を申請させていただきましたスケジュールの中の審査工程で、苦労三角で示しているものになります。
0:36:18	特重施設に関わる申請は先ほど冒頭申し上げました通り、本設工認申請の審査結果等を踏まえて、別途申請させていただく予定となっておりますので、2022 年度に申請の三角を置いております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:34	越智に関しましては、経過措置期限内に検査完了までできるよう、工事を進めております。なお、行程に記載している定期事業者検査の時期については現在の予定になりますので、
0:36:45	期事業者検査の時期が変更された場合には、経過措置期限も変わることになりますのでご了承願います。
0:36:51	火災感知器追設工事に関わる設計及び工事計画認可申請の概要についてのご説明は以上となります。
0:37:05	はい規制庁ニシウチです。
0:37:08	それではこちらからちょっと何点か確認を進めていきたいんですけどお手元にヒアリング前にお渡ししている。
0:37:18	本施行に申請に係る確認事項という資料がお手元にありますか。
0:37:24	九州電力の後藤でございます。衛藤。事実確認事項の資料5、お手元にそろえております。よろしく申し上げます。はい。こちらに沿ってまずは確認進めていければと思うんですけど。
0:37:36	先ほどが言う説明の中で、個別エリアとかの具体的な説明にも踏み込んで丁寧に説明いただいたんですけど、ちょっとそもそものまず基本設計方針の考え方というか基準をどう、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:51	基準改正をどうとらえているかとか、
0:37:53	まずはそこら辺から説明というか確認をしていければなと思います。
0:37:58	というのも補足説明資料上で基本設計方針に係る補足説明が一切ないので、ちょっと九州電力としてどういうふうを考えてこの基本設計方針を作ったのかっていうところが見えなくてですね。
0:38:10	まずそこがある程度見えないと、そもそも各エリアの具体的な確認をしてもあまり意味がないと思っているので今日のまず確認事項は大半がそういう観点での確認事項になりますのでちょっとまず
0:38:21	認識をお持ちいただければと思います。
0:38:24	その上でまず、ナンバーワンから順番に進めていきたいんですけども。
0:38:29	ナンバーワンの方で書いてる通りですよ。基本設計方針の構成について、まずその改正された火災防護審査基準の要求事項。
0:38:39	九州電力としてどうとらえているのかどう認識しているのか、その上で、それをどう基本設計方針に反映しているのか。
0:38:46	ていうところからまず説明をいただきたいなと思うんですけど。
0:38:49	資料1の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:52	右下 5 ページとかですかね、改正後の審査基準の改正前の審査基準が書かれてますけど、例えばこの①、
0:39:01	(1) 火災感知設備の①と②の関係とか、
0:39:06	主にそこの部分がメインかなと思いますけどまず火災防護審査基準の改正をどうとらえているのかという部分について説明お願いできますか。
0:39:16	九州電力の後藤です。
0:39:19	まず火災防護審査基準の改正に関しまして先ほど
0:39:24	岩野西井様が言われました通り 5 ページに書いて資料 1 の 5 ページに書いてございますが、①につきましては、旧基準における、
0:39:35	誤作動防止であったり感知器の選定を、今回一つにまとめたものとなっていてあると思っております、要求事項に変更はないのです。ですが項目が一つにまとめられたものというふうに認識しております。
0:39:48	②については、誤作動防止であったり、を考慮して選定した感知器について設置する上で、その設置要件について今回新たに明確化したものと考えてございます。
0:40:02	構成に関しましては、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:04	2 ポツ 2 ポツ 1 の各自①ですね、①に火災感知器の設定、選定と作動防止、②に先ほど申しました、感知器の設置方法に係る要件を示す構成となっております。
0:40:17	③④に関しましては、今回変更はありませんが電源の確保であったり、中央制御室の監視という、火災感知設備を設計する上での考慮事項が定められているというふうに認識しております。
0:40:29	この構成変化、
0:40:32	基準の改正を踏まえた、
0:40:34	基準の改正を踏まえ変更した当社の基本設計方針についての基本的方針構成についてですが、
0:40:43	せない期 5 期の設工認資料をお手元にお願いしたいんですがよろしいでしょうか。
0:40:50	はい。続けていただいて大丈夫です。ありがとうございます。江藤仙田 1 号機の基本設計方針 (1) の 11 ページをお願いいたします。
0:41:01	こちら火災感知設備に関わる基本設計方針を示しております、本設工認の変更箇所となります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:08	先ほどご説明させていただきました改正後の火災防護審査基準の構成を踏まえまして、
0:41:16	国方技監。
0:41:18	火災の感知及び消火設備超過のうち、ポツ、火災感知設備を、括弧から、両括弧のAから、両括弧のCに分けて構成しております。
0:41:27	で、審査基準2ポツ2ポツ1(1)度01に対する設計として、基本設計方針の両括弧の火災感知器の選定及び誤作動防止を、
0:41:38	を記載しております。
0:41:40	審査基準2ポツ2ポツ1、両括弧1の②に対する設計として、
0:41:46	基本設計方針、各医療括弧1の12ページになりますが、こちらの括弧B火災感知器の設置方法をこちらで、
0:41:55	②に対する設計として示します。
0:41:59	最後に、審査基準2ポツ2ポツ1(1)③④に対する設計を基本設計方針の1-14ページの両括弧し、
0:42:10	火災感知設備の設計上の考慮として示しております。
0:42:16	以上になります。
0:42:21	はい、規制庁西内です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:24	まずはちょっと基準の考え方から、ちょっと確認というか認識共有を図っていきたいんですけど、これはあれですね葛西室の守谷室長におかれてはちょっと補足とかがあれば適時差し込んでいただければと思うんですけども。
0:42:39	まず、
0:42:40	資料1の5ページ目のところで、①部分は要求事項変更なしで②が追加要求みたいなイメージで説明をされたのかなと思うんですけど、要はあれですね①と②が別の要求みたいな意味合いでとらえられてるのかなと思うんですけど。
0:42:56	ちょっと私のちょっと補足があればお願いしたいんですけど私の認識としては、火災防護審査基準のたてつけとしてはまず①が要求事項であって②はその例示を示しているだけであると。
0:43:10	そういった認識でいたんですけども、森谷室長同じそういった理解でよろしいですかね。
0:43:18	何か。
0:43:19	ちょっと私の認識がもし間違えていれば訂正いただきたいんですけども。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:24	掘家ですけども、都丸一井が基本としてその規範規定が0になってるっていう理解です。
0:43:35	で、今回は十分な不安基準という言い方をされる場合にはこれはあくまでも規範としてとらえてそれーに
0:43:47	保安水準として
0:43:50	うん。並べていくっていうそんなイメージだというふうに理解してたんですけども、そっちスズキでしたっけ。
0:44:03	なんか、九州電力の説明を聞くと、中丸市が選定に対応する部分で、
0:44:11	②が何か設置に関する部分でみたいな意味合いだったと思うんですけど、少なくとも、先ほど森谷の方からも話ありましたけども、①の模範規定というかそれを具体例としても示してるのが②っていう、
0:44:24	のが多分審査基準の立て付けなのかなあと理解をしています。
0:44:29	そういう部分でその部分がちょっとまず何か認識が若干ずれて言いそ うだなと思った点と、あとはその審査基準を含め踏まえて、結局、基本設計方針どう落としたか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:41	<p>どうどのように落としていくのかっていう部分はそれはまさに九州電力として、こう考えましたというのを説明いただければと思っておりますので、まずちょっと審査基準のたてつけの部分を、</p>
0:44:51	<p>認識をいただいた上で、ちょっとそれをどう落とし込んでいったのかっていう構成についてまず補足何なりでしっかり説明をまずいただきたいなと思うところがまず1点目のナンバー1のコメントの趣旨です。何かありますでしょうか。</p>
0:45:07	<p>九州電力の後藤です。</p>
0:45:10	<p>先ほど西内様がおっしゃられた②については、その例示だっていうことをおっしゃられたんですけども、江藤、私がちょっと、</p>
0:45:22	<p>思っておりましたのは、①と②が01月の感知器の選定だって誤作動防止等の感知器を選ぶ際の要件になってございまして、</p>
0:45:35	<p>それを選んだ感知器を設置するにあたって、②に基づき設置することで、火災防護審査基準に求めている火災の早期感知であったりっていうところが、</p>
0:45:46	<p>達成されるものだっていうふうなところで、に解釈しておりましたが、なのでその、</p>

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:55	本水準、この 02 を満足できない。
0:46:00	というところろうがあれば、このすなわち火災防護審査基準を満足した設計にならないので、保安水準、
0:46:09	十分な保安水準を確保した設計が必要になる、なってくるエリアというふうに、
0:46:14	考えておったんですが、少しは、私の認識だと、
0:46:21	西内様のご認識とちょっと、
0:46:24	乖離があるというふうなことでしょうか。
0:46:29	うん。規制庁西内です。少しだけお待ちいただいていいですか。
0:46:34	規制庁西内ですお待たせしました。
0:46:37	ちょっと私の個人の認識としてもちょっとそもそももう、あまりたてつけが理解しきれない部分があったようにも思えるので、ちょっと一番まず、まず、先ほど後藤さんの方から説明いただいた、九州電力としてとらえて、
0:46:51	それをこういうふうに落とし込んでますって説明を、まずは九州電力の説明として補足説明書日数を明確に書き起こしていただいてもいいですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:58	<p>その上でちょっとこちらとしても改めて確認をしたいと思うんですけど、まずその趣旨主張自体がちょっとまだ説明が、なかったっていう段階だと思っているのでまずそれを書き起こすところから始めていただきたいなと思うんですけどお願いしてもいいですか。</p>
0:47:12	<p>九州電力の後藤です了解いたしました。</p>
0:47:16	<p>はい。よろしくお願いします。</p>
0:47:23	<p>その上で、ちょっと関連するナンバー先にちょっと進めますけどNo.11とかですね、No.11 ですね。</p>
0:47:32	<p>これ補足説明資料のコメントとして書いてますけども、まずは基本設計方針の整理をするところを優先に進めていただければと思うんですけどその上で、補足説明資料の7-1 的に見ていただければと思いますけど。</p>
0:47:46	<p>7-1 は、あれなんですよ</p>
0:47:49	<p>いわゆる今説明いただいたような、各基本設計方針で言う（エ）の選定と誤動作の防止っていうフェーズと、あとは括弧Bのそれを踏まえて具体的に設置するっていうフェーズが、何かまとめて一緒くたになってる構成になってるんですよ。</p>

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:02	そういう意味でちょっと誤解を招くというか何かあまりすっと頭に入っ てこない理解が進まないなと思っていて、まず基本設計方針をしっかりと 整理した上で、その基本設計方針をたてつけに沿ったちょっと補足説明 資料の構成というのを意識して欲しいなと思うんですけども。
0:48:17	No.11 関係何かございますでしょうか。
0:48:21	九州電力の後藤です。No.11 のご指摘、理解いたしました。そのように対 応いたしたいと思しますのでよろしく申し上げます。
0:48:30	はい。規制庁西内ですよろしく申し上げます。続けてナンバー2 に戻り ますけども。
0:48:36	ナンバー2 も、結局基本設計方針の整理の話になるんですけど。
0:48:40	まず先ほどの説明だと括弧 A の選定誤動作の誤作動の防止っていうとこ ろでまず火災感知器を設置すると。
0:48:47	これ実際に仙台の基本設計方針を例にちょっと見ていきたいんですけ ど、右下、(1) -11 ページですかね。
0:48:55	括弧 A のところで、こういう条件ではこういうものを選定しますよって のはつらつら書かれていて、
0:49:01	ちょっと着目したのかアナログ非アナログ式の炎感知器なんですけど。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:08	括弧営農選定誤作動の防止っていうところのフェーズだと。
0:49:13	一段落目の、
0:49:15	下から 2 行目ですかね。
0:49:18	下から 4 行目からか、一般エリアのうち、取付面が高いところについては、非アナログ式のこの感知器を選定するっていう話はまずここにあるんですよ。
0:49:30	で、
0:49:30	それ以外の、この選定の項目において非アナログ式の炎感知器の記載って基本的になくて、非アナログ式の防爆式の炎感知器については記載があるんですけど部屋の記載がなくて、一方で
0:49:48	このコメントで示しているような添付書類の部分だとか、あとは、今日説明いただいている資料 1 でいうと例えば、資料 1 の 9 ページとかですよ ね。
0:49:56	高店、一般エリアと別定義だと思うんですけど、この高天井エリア。
0:50:02	について、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:04	いわゆる非アナログ式の防爆型含む、何か要は、防爆型じゃない、何か選定するような感じになっていて、ちょっとちぐはぐ感があるなあと思 っていて、
0:50:15	そういったところでもまず基本設計方針等を選定しているのか、どうせ 組み合わせて設置情報誌にしているのかっていうのをちょっと明確に説 明いただいて、そこから個別エリアに対してどれがどう対応しているの かっていうのをちょっと明確に説明いただきたいなというのがナンバー 2のコメントですが。
0:50:30	何かありますでしょうか現状説明できる内容が。
0:50:35	九州電力の後藤です。江藤先ほど西井さんがおっしゃられたように少 し、ちょっとわかりづらいといいますか、誤解を招いてしまう記載にな っているところなので、
0:50:47	ちょっと今後、来た飯野修正も、
0:50:51	考えながら進めたいと思ってるんですけども、現在の記載の意図とし ましては、この本基本設計方針の1-11ページ、(エ)の火災感知器の 選定及び誤作動の防止の箇所につきましては、
0:51:05	まず、一段落目で、そのオーソドックスな設計として用いるその火災感 知器として、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:11	アナログ式の煙、アナログ式の熱、非アナログ式の炎感知器を選定するというふうな旨を記載したいと思っていた文章でした。で、
0:51:21	この一段落目で、アナログ式の煙熱部屋の歩道を使うことを宣言した上で、2段落目以降、これら3種類以外で選定する火災感知器お示しする。
0:51:33	示していたような文章になっておりましたので、衛藤。
0:51:38	今の基本設計法は、記載基本方針の記載の意図としては、添付資料とそごがあるものではなかったのですからですけども、ここで
0:51:48	今回この、この両括弧Aのプラグ項目ではそのエリアごとに感知器を設定したものを言ってるわけではなかったもので、今回この一般エリアのうちというのを変えたことがちょっと、
0:51:59	あまり適切ではなかったなというふうに思っております。
0:52:03	以上でございます。
0:52:04	規制庁西内です意図は理解しました。おっしゃっていただいたようにです。ねダウン一般エリアのうちというのが誤解の原因なのかなと思いついて

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:15	まずはそういう意味でちょっと基本設計方針のやはり説明というのをし っかりお願いしたいっていうのがまずお願いしたいことですね。あわせ てナンバー4のコメントにも書いてこれは書いてる通りなんで読んでい ただければと思うんですけど。
0:52:27	要は一般エリアと、あと高天井エリアと、
0:52:31	屋外エリア。
0:52:34	高線量エリアであとは火災、火災感知器を設置しないでは別のそういっ た各エリアの定義考え方みたいなものをちょっと明確に説明をいただき たいなという部分です。それは合わせてお願いをできればと思います今 日の段階では別に明確に説明いただかなくてもいいので今後明確に示し ていただければそれで結構です。
0:52:54	続けてNo. 3行きたいと思いますけどよろしいですかね。
0:52:58	九州電力の五藤ですよろしく申し上げます。はい。これも難波さんも、 結局基本設計方針の読み方を説明してくださいっていうコメントですけ ど、右下10、
0:53:12	申請書の右下の-13ページの部分ですね。
0:53:18	十分な保安水準を確保した設計っていう部分があって、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:22	ここちょっと文字づらだけ読むと何かそういう印象を受けたっていうことを書いてるんですけど、これだけ要は異なる種類の関西感知器が、いわゆる何かすごいアピールエリアに、
0:53:35	1個ずつ置かれてるだけでもなんかいいような印象を受けるんですよね。
0:53:40	多分言いたいことはそういうことじゃないんだろうなと思うんですけど、ちょっとそういう十分な保安水準を確保した設計って具体的に何を。
0:53:47	要はどのように、に達成しようとしているのかっていうのをもう少しちょっと具体化していただきたいというのがここで書いている趣旨です。
0:53:56	意図としては、
0:54:00	異なる種類の国種類を組み合わせ、それぞれが河西大越消防法施行規則とか同等以上のような水準でやろうとしているっていう意図なのかなと思うんですけど、まずそこから、
0:54:13	明確に今後示していただければなと思いますがお願いしてもいいですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:18	九州電力の後藤ですおっしゃるようにちょっとこの文章だけだと少し意図が伝わらないところがあるというふうにご指摘いただいて後、理解しましたので、今後対応いたし。
0:54:28	対応したいと思います。ありがとうございます。はい。淡路、すいません森谷室長どうぞ。いいですか。今野さん。三番の関係。
0:54:40	もしかしたらちょっと水井さんがさっきちょっとこの三番でちょっと補足したいんだ。笹木西田さんしゃべってくださいすいません。
0:54:49	すいません西内です私はちょっと別の、ちょっと若干別の観点が違うかもしれないんですけど先にちょっと聞かせていただきますけど、あとは十分な保安水準の定義に関して明確に説明いただきたいのは、
0:55:02	これあれですよねその対象エリアごとに、十分な保安水準を判断しようとしているって理解でいいですよね。
0:55:11	九州電力の後藤ですおっしゃる通りでございます。そうですね少なくとも先行の大井参与の審査とか九州電力の方も見られていると思いますけど。
0:55:22	そことはちょっと違うように見受けられるんですよ。そういったところでどういう意図でこういう設計をしたのか、別に大井の方がこうで、だ、それを、がこういう理解なので、九州はこうですとかそういう

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ことを求めているんじゃなくて九州電力としてどういうふうに考えてそのエリア単位で保安水準を確保しようとしたのか。
0:55:39	という簡単にちょっと具体的な説明は今後お願いをできればと思います。
0:55:43	審査基準等の考え方とかも絡めてですね、その中であわせてお願いをできればと思います。
0:55:52	九州電力後藤です了解いたしました。
0:55:55	はい。規制庁西内ですよろしく申し上げます。森谷室長補足等あればお願いします。
0:56:03	守屋でございます。すみません十分な保安水準に関してなんですけれども、補足資料でも何ヶ所か出てきているんですけれども、
0:56:14	8ヶ月の流路工設備に対し感知器を設置する設計とするという言葉と、十分な保安水準って言葉が並んではいるんですけれども、
0:56:27	因果関係としては保安水準が、こういう保安水準をこういう状態を満足すると十分な保安水準が達成できます。
0:56:38	ていう話を、8ヶ月なり得る説Bのところに感知器をつけますっていう話は、独立してる話で。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:46	今ちょっと説明が十分にわかんない私の方で理解できてないかもしれないんですけども発火減となりうる設備のところに、
0:56:56	感知器を置くということがすなわち十分な不安推進っていうふうにとらえられてるとするとちょっと
0:57:08	バックフィットの時の説明でちょっと異なってくるかなというふうに思ってます。というのもですね、バックラックインとの改正の時には、
0:57:18	床があるような場所、壁で囲まれていることがあるような場所については、ものがあるなしにかかわらず、火災が発生する可能性があるので、網羅的に感知器を設置する必要があり、そのために消防法施行規則に従って感知器をつけましょう。
0:57:33	いうふうにやってたので、それを、その趣旨からすると床が下がとか壁で囲まれた床があって、そこに
0:57:45	8ヶ月となる設備があるかないかっていうことについてはバックフィットというところの感知器を設置する理由とは全く無関係になるというふうに考えてますので、
0:57:59	ちょっとその辺の整理、
0:58:02	ピッ等の改正の趣旨、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:05	今回満足しようとした
0:58:08	設備の見直しだと思いますので、説明の方そういうそういうご事を十分に踏まえて整理していただければと思います以上です。
0:58:22	九州電力の後藤です了解いたしました。
0:58:27	はい、規制庁西内です森谷室長補足ありがとうございます。そういう意味ではちょっとすいません先に私がもう終わりですって言っちゃったんですけどNo.12のコメントをですね。
0:58:39	ナンバー3の、今話をした十分な保安水準そもそも基本設計方針でどういう意味で書いてるのかっていうのを説明した上で、各エリアでどのように、具体的にどのように十分な保安数字を達成しようとしているのかと。
0:58:53	どういうふうに火災の影響を限定して、どういうふうに早期に検知しようとしているのか、そこら辺の具体的な考え方まで含めて最終的にはご説明いただく必要があると思っているので、今森谷の方からお伝えした内容も含めてちょっと今後整理を明確に説明をお願いしたいと思います。
0:59:07	イメージとしては、あれですかね基本設計方針を左に置いて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:13	その考え方的なのをまず説明をいただいて、それが添付書類とか補足説明資料で具体的にこういうふうに説明してますとかこういう設計に各エリアごとに具体的にこういう設計に落としてますとか、
0:59:25	そういうような何か対比がわかるようなものをちょっと今後整理いただければ何か話が進みやすいのかなと思いますけども、ちょっと説明資料の作り方とか含めての検討をお願いしできればと思います。
0:59:36	ここまでよろしいでしょうか。
0:59:39	九州電力、衛藤です。ありがとうございます。了解いたしました。
0:59:44	はい。その上で続けて当庫基本設計方針の最後ですねナンバー5ですけども。
0:59:50	これ今、森谷から発言あったように、まさに床があるところ労を網羅的にやりましょうねって話にも関連するんですけど。
1:00:02	資料1のパワポで言うと、12ページですかね。
1:00:08	火災感知器を設置しないエリアとして使用済み燃料の10師団樹脂調度タンク室ってのを挙げていただいています、
1:00:17	パワーポ上だと、設置許可申請書において火災感知器を設置しない設計としている。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:24	ていう説明しかないんですよね。
1:00:26	設置許可しここでいう設置許可申請書って言うなれば当初申請本体許可、新基準適合を説明した時の本体許可の申請書のことを言ってるんだと思うんですけど。
1:00:37	そのあとに、火災防護審査基準の改正がなされて、森谷側の説明にあったような改正がなされたものですので、その趣旨を踏まえてどうするか。
1:00:47	ていう観点での説明が必要だと思っています。
1:00:51	ということをちょっと後にご認識いただいた上で今後明確に説明をいただければと思っています。よろしいでしょうか。
1:01:00	九州電力の後藤です。了解、今後説明すべき内容を理解しましたので、
1:01:06	お答えをいたします。いたしました。はい。よろしく申し上げます。ここまでが基本設計方針の話ですね。
1:01:14	正直まず、ここまで確認した内容が、お互い双方で、ある程度の共通認識を持ってないと、多分具体的なエリアの話に進んでもしょうがないと思っていますですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:25	まずここまでは優先的にちょっとご対応をいただきたい確認事項として、ご認識をいただきたいと思っています。
1:01:32	その上で続けてちょっと6番以降に続けていきたいんですけども。
1:01:37	まずはここら辺以降淡々とちょっと、ちょっとなんか認識間違えてるんじゃないのここ直してねとかそういう話、あとは必要な情報がちょっと足りないから出してねというような説明が大半ですので、
1:01:49	ちょっと淡々と進めていきたいと思いますけど。
1:01:52	まずナンバー6については、添付資料3の方で、工事基準書に基づく設計。
1:01:59	っていう記載がありますけど、この部分については工事基準書に適合するイコール火災を、もし法施行規則、火災防護審査基準に適合するかそういうわけではないと思っています、
1:02:09	令和4年1月26日に、そういった委員会の議題、委員会の切り方で議論がされていると思いますので、まず議論認識いただいた上で、
1:02:19	再度設計方針は適時見直すなり、今のままで十分なのか検討いただくなりしていただいて、ちょっとご説明をいただきたいなと思っています。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:29	これはおそらく申請される直前の出来事なので、ちょっと多分この位置が、この委員会の事項が多分頭に申請書上もインプットされてないのかなと思いますので、ちょっとまず明確に認識をいただいた上でちょっと今後、
1:02:43	必要に応じて再説明をお願いできればと思います。ここはよろしいでしょうか。
1:02:49	九州電力の後藤でございます。1月26日の規制委員会の内容については理解してます。理解しておりまして、その趣旨に沿った申請書にしたいと思っております。今の時ズラーだと
1:03:04	あまり、
1:03:05	理解がえられるという誤解を招くような記載になってることも、今回ご指摘いただいて、理解しましたので、今後記載を見直したいと考えております。
1:03:14	はい規制庁西内ですよろしく申し上げます。
1:03:18	続けてナンバー7以降ですけども、
1:03:23	これ以降ちなみに読んでいてわからないこととかありますでしょうか。
1:03:29	ほぼ書いてる通りっていうだけなんですけども。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:34	はい。九州電力の後藤ですご指摘いただいた内容と事実確認事項の内容を理解できておりますので、いくつか当社の誤りもありましたので、適切に対応させていただきたいと思っております。
1:03:50	はい。よろしく申し上げます。あと、ちょっとこちらから補足しておいたほうがよさそうかなと思うのはNo.14とかですかね。
1:03:59	今日の概要説明でも、
1:04:03	いわゆるちょっと解析を雑円筒より高放射性による設計については、いわゆるNaF解析みたいなものを作って、感知可能かどうかというところをちょっとご検討もご説明いただいたところですけども。
1:04:15	そもそもちょっとこのエリア内の状況ですよね。風速とか、気流の流れとか、
1:04:22	あとは換気空調設備の吸込口開口部とかそういった位置関係とかですね 詳細な情報がまずない状況で、ちょっといきなり解析結果を説明されても、何か、なかなか理解に苦しむという部分がありまして、そういったまず基本的な状況からしっかり、
1:04:38	示していただいた上で、そもそもまず解析をしないと、説明が成り立たないようなものなのか、何か位置関係とかだけ示していただければ十分

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	もう説明が成り立つようなものなのか、そういったもの程度かもちょっとよくわからない状況なので、
1:04:51	まずはそういった基本情報を出していただくということをナンバー14のコメントでお願いしているものでございます。
1:04:57	補足しておいた方がいいかなと思うのはここくらいでして後は記載をしている通りですので、次回以降のヒアリングで、まずはご説明をいただきたいんですけど、先ほど最初にお伝えしたように、まずは基本設計方針をしっかりしっかり説明をいただきたいと思っているのでその部分を優先してご対応いただければと思っています。
1:05:17	ちょっと後半は丸めましたけども、こちらからお渡ししている資料に関して何か確認補足しておきたい、確認しておきたいこととか九州電力の方からありますでしょうか。
1:05:29	九州電力の後藤です。こちらから確認させていただきたい事項はございません。
1:05:38	規制庁西内ですけども、規制庁側から何か他に確認現状しておきたいこととかありますでしょうか。
1:05:47	関田医長、森谷です。大丈夫です。守屋室長了解しました。少々お待ちください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:54	すいません規制庁の関です。ちょっと
1:05:59	資料1のちょっと概要説明のところ
1:06:03	ちょっと確認をしておきたいことがあるんですけども、
1:06:09	6ページ目ぐらいのところから、一般エリア以外のところの高天井、久貝。
1:06:17	高線量エリアの説明に入っていくと。
1:06:21	例えば、6ページ目の高天井エリアのところだと、
1:06:26	エリア環境のところ、20メートルであり、
1:06:33	設置することが適切でないというような書き方をされていたり、
1:06:39	或いは後ろのページに行くと、
1:06:45	9ページのところデータか天井エリアの、
1:06:50	説明のところ、やっぱりここにも、
1:06:54	いつ、上のポツのところ、
1:06:57	制約のところ設置することが適切ではないとか、困難という言葉が出てくるんですけども。
1:07:04	ちょっとその適切でない。
1:07:06	であるとか困難であるっていうのが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:09	どういう。
1:07:12	ことで適切でないのか、どう困難なのかっていうのが、
1:07:17	ちょっと。
1:07:18	概要資料にしてもちょっと全く触れられていないので、
1:07:23	素行のところを、
1:07:27	ちょっと確認をしたいんですが、まずはちょっと言葉で非語っていただ いていいですか。
1:07:36	九州電力の後藤です。衛藤。
1:07:40	届け資料1の9ページのところで、ご説明させていただきますと、
1:07:48	まず
1:07:50	環境状況を踏まえた火災感知設計の制約の2行目に出てくる適切ではな く、といいますのは、消防法施行規則23条4項1号のイヌイ。
1:08:01	2億にも書いてございますが、20メートルを超えるようなエリアの取付 面間天井面に、煙であったり熱感知器を設置した焦っちい。
1:08:13	してもですね、適切な監視ができないのではということで、消防法施行 規則側に、こういった箇所に感知器押せ雨水感知器と煙感知器を設置す べきではないということで、記載があるものと認識をしております、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:26	そういった観点で、こういうエリアの天井面において、煙感知器熱感知器を設置して設計するというのは適切ではないという意味合いの言葉で記載しております。
1:08:37	それを踏まえまして、こういった権利上がるが通常使っております煙感知器だったり、熱感知器と呼ばれる感知器が、通常的设计通り陥れない。
1:08:48	環境下において、23条4項であったり、それと同等以上の方法で、異なる種類の火災感知器のそれぞれを網羅性をもって設計するということが、
1:08:59	困難、難しいという意味合いで、文章を記載しております。
1:09:04	はい、規制庁の木曾言葉の今いただいたお言葉の中に、
1:09:09	適切な感じ、性能が出ないという言葉があったので、多分それが適切でない根拠だと思うので、
1:09:20	やはりちょっと技術的にその感知性能が出ないんだよとかですねそういう言葉やはり、
1:09:26	ちょっと概要とはいえちょっといただきたいと思います。
1:09:32	のでちょっとそこのところ全般に見直していただいて夜、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:37	各エリア見なおしていただいてよろしいでしょうかやはり、ちょっとこのところ、
1:09:44	しっかりしとかないと、入口のところをしっかりとっておかないとですね
1:09:51	先行例を見てもですね話の、
1:09:55	ボタンの掛け違いが大きくなってしまっているところでもありますので、やはりちよつと
1:10:02	理由が技術的に駄目なのかであるとかですねあと放射線、
1:10:07	のところも行っておりますけれどもやはり事業者としてその許容できないところはどこ、どういう考え方なのかとかそういうところについては、
1:10:18	ある。
1:10:20	介護の場である程度の、ちゃんと言葉を持ってあるんであればちゃんと語っていただきたいと思うのであるのであればちゃんときちんと記入するようにしておいてください。私から以上です。
1:10:33	九州電力の後藤です。了解いたしました。
1:10:45	すいません。葛西室の阿部です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:47	ちょっと十分な保安水準を確保した設計のところで質問させていただきたいんですけども。
1:10:54	高天井エリアと屋外エリア、あと高線量エリアとありますけども、
1:11:02	こちらはすべてこの感知器煙感知器、または本F o rバック型の熱感知器、
1:11:09	そうだと思うんですけども、こちらは、
1:11:12	私の認識では消防法施行規則の23条の、
1:11:17	4項、
1:11:19	に従って設置されるべきものなのかなと思ったんですけども。
1:11:25	9電さんの資料1の方見ると、
1:11:28	23条4項またはと施行規則等と、
1:11:32	同等以上の方法。
1:11:35	と書いてあるんですけども。
1:11:38	こちらは、全くということは、その同等以上の方法の、
1:11:43	方も使うんでしょうか。
1:11:48	九州電力の後藤でございます。防爆型の炎感知器に関しましては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:57	検定、江藤羽田式承認等を受けた製品がないため、消防法施行規則 2034 項を、
1:12:06	2、同じような、名倉檜山の非アナログ式の価値と同じような設計をすることで、網羅性等を確保するんですけども、消防法施行規則 23 条 4 項をそのまま適用できるものではないというふうな認識を持っておりまして、
1:12:23	そういった意味で、同等の網羅性であったりってところを、必要とする製品かなというふうなことで記載しております。
1:12:35	葛西諏訪部です。了解しましたっていうことは、防爆型の炎感知器。
1:12:42	だけ、23 条 4 項、
1:12:46	を使わないということよろしいですか。
1:12:50	はい、そのような認識でございます。
1:12:53	となるところの資料のところ、
1:12:57	修正と必要になってくる部分例えば高天井なんかは、
1:13:02	すべて 23 条 4 項で見るということですので、修正等必要ではないでしょうか。
1:13:11	パ天井に関しまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:14	少々お待ちください。
1:13:20	畠天井に関しましても、防爆型を福間へと火災感知器の①として、この感知器の防爆型を含むということで記載してございまして、
1:13:34	防爆型のこの価値を、
1:13:37	選定することがございますので、
1:13:41	23条4項またはそれと同等以上の方法によりという文言は、現行の記載のままかなと今は、今のところは思っております。
1:13:53	笠井澤邊です了解しましたですねこちらに、確かに括弧で、防爆型と書いてありましたので、
1:14:00	わかりニシウチ上というところになってくるんですけど。
1:14:18	すみません河西澤邊ですけども。
1:14:21	はい。
1:14:23	すみません高天井と屋内エリアは、確かに書いてあって了解しました。高線量エリアのところはいかがでしょうか。
1:14:33	高線量エリア。阿部さんがおっしゃるように、少し気さに、
1:14:40	誤りがるかもしれませんのでちょっと見直させていただければと思います。申し訳ありません。はい。すみませんよろしく申し上げます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:05	規制庁西内です社長お待ちください。
1:15:12	すいません笠井角山社ですけども、屋外の基本設計のところ、
1:15:20	工水等も考慮して、防爆型の環境を設置するっていうような説明があるんですけど、一般的には防水型っていう感じが。
1:15:29	選定されるかなと思うんですけど、あえて防爆型を選定されてる理由っていうのをまた次回でもいいので教えていただけますか。
1:15:39	九州電力の後藤です了解いたしました。
1:15:45	はい。規制庁西内です。他に何か中身的な意味合いで確認されたいこと規制庁側からありますか。本庁側よろしいですか。
1:15:54	はい。森谷市長もよろしいでしょうかね先ほど一応ないと発言いただきましたけども、
1:16:01	はい。大丈夫。はい。特に問題ないです。はい。ありがとうございます。じゃあ、ちょっと
1:16:08	今日のコメントは、そもそもまず基本設計方針とか看護のそもそもの考え方について、全く補足説明資料の方でちょっと説明に触れが触れられない状況でしたので、
1:16:19	今日話をさせていただいた内容を踏まえてまずはその資料2の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:22	補足説明資料を充実するところをね、まず優先をしていただきたいなと思っています。
1:16:28	そういった意味では資料1の概要パワポのほうを、
1:16:33	まずそこを修正するというよりかはですね、まずは資料2の補足説明資料、ないし申請書でもうすでに誤りがあるのであれば、もうさっさと補正いただくのも手だと思いますので、
1:16:45	まずは申請書と補足説明資料、申請書と補足説明資料ベースでの説明というのをまず充実をさせて充実をしていただきたいと思います。
1:16:53	その上で資料1を会合とかで使いたいということであれば、資料1については適切にその資料の内容を適時反映いただいただけだと思いますので、
1:17:03	そういった観点で今後の資料作成とかを進めていただきたいと思います。
1:17:09	江藤。今後のまず資料の更新のイメージとかを、イメージやってますかねよろしいですか。
1:17:16	九州電力後藤ですイメージ共有していただきありがとうございます。了解いたしました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:21	はい。よろしくお願いします。その上でちょっと今後のスケジュール感なんですけども、ちょっと資料1の概要パワーポにせっかくスケジュール感が書かれているのでちょっとこれも含めて確認をしたい部分があるんですけども。
1:17:32	まず今日、確認については仙台市郷の、
1:17:36	申請書とか補足説明資料をベースにやらせていただきましたけども、何か九州電力として、何か、
1:17:42	これを見ると、玄海の4号が一番早そうなんですけども、限界を限界を例えれば優先して進めて欲しいですとか、
1:17:50	あとは仙台1号2号玄海34号を例えばまとめて一緒にやって欲しいとか、
1:17:56	そうするとそれなりにちょっと時間はどっかのプラントを優先するような時間はかかるかなと思いますけど、何かご希望とかありましたらまずその部分をお願いしたいと思うんですけど。
1:18:15	九州電力の山下でございます。基本的には、我々としてはですね、限界点台、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:21	並行して、同じような論点がございますので、並行して進めていただきたいというふうに考えております。ただ、
1:18:29	その説明の仕方としては、仙台をベースとして、玄海についてはその差分を、追加で説明させていただくような、説明の効率化も考えてございますので、
1:18:43	基本的には多少お時間を手間を利かせる形になってしまうかもしれませんが、
1:18:50	並行して進めさせていただきたいというふうに考えて。
1:18:55	規制庁西内です。了解しました。そういう意味で言うと限界分の補足説明資料もまとめて、更新いただくイメージだと思っておりますので、
1:19:05	そういった意味合いでは、まずは今日いただいな今日お願いしたことを、補足説明資料等で充実をいただいて資料提出いつのいただくのが、
1:19:15	できればちょっと一周のどこかをお願いしたいなあと。早ければ来週中もしくは再来週の頭ぐらいには質問1度ヒアリングをできればいいのかなと思っておりますけども。
1:19:26	何かスケジュール等含めて、九州電力の方からありますでしょうか。
1:19:33	九州電力の山下でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:36	先ほどのコメント等を踏まえましてまずは基本設計方針に対する我々の考え方をしっかりとまとめさせていただきたいと思っております。
1:19:45	来週中に、極力来週中早い値に資料は提出させて、
1:19:55	いただきたいというふうに考えておりますが、ちょっと資料を提出してすぐヒアリングというのは難しいかもしれませんので、
1:20:02	そこは資料を提出する段階でまたご相談させていただければ。
1:20:09	はい、規制庁ニシウチで了解しましたよろしく申し上げます。ご認識いただいてる通り今日いただいた出したコメントをすべて反映する必要がこの段階であんまりないと思っておりますまずは基本設計方針を優先的に、
1:20:22	そこまで時間、作業量変わらないのであればまとめて出させていただいても結構ですし、そういったところはちょっとあの後念頭に置いてご対応をお願いできればと思います。
1:20:32	規制庁側からスケジュールとしてよろしいでしょうか。関さんよろしいですか。
1:20:37	守屋室長何かスケジュール感とか含めて全体としてありますかよろしいですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:43	大丈夫ですはい。はい。ありがとうございます。じゃ九州電力最後に全体通してよろしいでしょうか。何かあればお願いします。
1:20:53	九州電力の金子です。今日ヒアリング対応どうもありがとうございます。今受けたコメントを踏まえましてですね、言うだけ早急に資料提出したいと思っております。よろしくお願いたします。
1:21:05	はい。規制庁西内です。こちらこそよろしくお願いたしますじゃ今日のヒアリングはこれで終了にしたいと思いますありがとうございますと。
1:21:12	はい、ありがとうございました。
1:21:14	ありがとうございました。そう。わかりました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。